

## 2022年度 愛泉学童クラブ「保育内容等の自己評価」報告

### 総論

愛泉学童クラブでは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」において、自己評価を実施することが努力義務とされ、「放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月）」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」において、自己評価の目的や方法等が提示されたことを受け、自己評価の内容と方法について検討を重ねてきたが、2022 年度より、自己評価を実施し、その結果を公表することとした。

また、今後は、放課後児童健全育成事業についての第三者評価サービスの利用も検討し、適切な事業運営につとめたい。

2023 年 1 月

社会福祉法人愛の泉

放課後児童健全育成事業

愛泉学童クラブ

施設長 深井智朗

## I. 2022 年度 愛泉学童クラブ「保育内容等の自己評価」のためのチェックリスト集計

2023 年 1 月 20 日に全職員にチェックリストを配布し、2023 年 1 月 23 日を締切日として行った「保育内容等の自己評価」の結果は別紙の通りである。回答は、該当職員 7 名全員から得た。なおチェックリストは記名の上、提出を求めた。

## II. 総評と総括

集計後、施設長と主任によってなされた総括と総評は以下の通りである。

### 「第 1 章 総則」について

どの職員も放課後児童クラブ運営指針についての理解を深めようと努力し、また学童クラブの社会的責任、地域における位置づけを理解し、自覚していることが読みとれる。

### 「第 7 章 職員の資質向上」

学童クラブとして、各研修、ケースワーク、苦情や要望への適切な対応について研鑽を重ねて来たが、その成果や改善点などを、保護者の意見を聞きながら改善し、公表するためのさらなる努力が必要である。

### 「第 2 章 子どもの発達理解」

専門的な知見から学ぶことはもちろん、日々の保育での経験を共有し、よりよき保育へと展開するための努力が必要である。

### 「第 3 章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容」

虐待防止のための研修（2022 年度は 2 度行った）、障がいのある子どもの育成支援のための研修やカンファレンスを行ってきたが、保護者との情報共有など、さらに努力すべき点が多く見られる。保護者面談を昨年度より行っているが、個人面談の機会をさらに増やすなど、より適切な保育のための努力と保護者や専門家との連携が必要である。

### 「第 5 章 学校及び地域との関係」

学童クラブとしては、地域の各教育機関との連携、同法人内の保育所との協力を続けてきたが、地域という視点をより明確にし、他の学校や児童支援施設などとの連携や情報交換を模索すべきである。

### 「第 6 章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策」

保育中の安全確保、防犯、衛生管理、新型コロナウイルス感染予防対策などについては、法人との協力のもと、マニュアルの整備、自己点検を行ってきた。今後、防犯についてはさらなる対応が必要だと感じている。

### 「第 4 章 放課後クラブの運営」

法令を遵守し、より透明性のある事業運営を心がけてきた。今後もその努力を続けて行きたい。

### III. 次年度へ向けての改善計画等

チェックリストの集計後、施設長、主任によってなされた総括と総評に基づき、次年度に向けて施設全体で取り組むべき課題、改善目標として全職員で共有した内容は以下の通りである。

1) 本学童クラブ運営の指針や目標、関連法令の理解と遵守をより徹底するための努力を研修等を通して具体的に行いたい。

2) 保護者との保育内容の連携、そのための保育内容の適切な説明、保育中の様子の適切な公開などを積極的に推進したい。

3) 虐待や不適切な保育防止のための研修を引き続き行う。

4) 地域との連携を深めるための新しい努力を、新型コロナウイルスの感染状況をふまえながら開始する。

5) さまざまな視点からの防犯訓練を積極的に行う。

# 自己チェックシート

## <自己チェックの進め方>

- 各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ります。
- その際、「評価の着眼点」を目安にしますが、それについては別紙の自己チェックリストを参照します。また併せて運営指針解説書も参考になります。
- 各チェック項目を振り返った結果は、自己チェックシートに記載します。例えば「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で区分することが考えられます。
- またそうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載しておくことも重要です。職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。

## I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童支援員認定資格研修にて深い理解を得た。定期的な継続した学習の場が必要である。職員で共有しながら運営するように努めている。
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	職員間で意見を交わしながら、子どもと家庭を支える役割を果たしている。
	3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもたちが安心・安全に過ごせるように、環境整備や保育内容の検討を行っている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者には、迎えの際に子どもたちの様子を日頃から丁寧に伝えていく。必要に応じ、小学校や市とも連携し、相談できる関係作りをしている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	放課後児童支援員認定研修やその他の研修に参加し、放課後児童支援員の役割などを学び理解している。
(4)放課後児童クラブの社会的責任		○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの思いや意見を尊重して育成支援を行っている。	
第7章 職員の資質向上	1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	子どもや保護者との会話においては細心の注意を払っている。職員同士でも気付いたことがあるときには話し合いをしている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	法令遵守に関わる全ての事柄において配慮すると共に、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行っている。
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	保護者や子どもの声を聴くこと及び迅速に対応することを心掛けている。要望・苦情の窓口は、パンフレットやしおりに掲載し、説明会でも伝えていく。また、第三者委員会を設置し、対応結果を提示している。
	3. 事業内容向上への取組	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	その日の動きや子どもの変化を毎日のミーティングで共有している。3週間に1度会議を行い、行事や子どものケースについて話し合う時間を設けている。
		(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	内部研修を行うとともに、積極的に外部研修にも参加している。
(3)運営内容の評価と改善		○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	今回の自己チェックシートにて実施している。人権擁護のためのセルフチェックリストも行った。	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達段階に応じた支援を行うように努めている。子どもに対する職員の見聞や見立てを多角的に捉えて共有している。保護者とも一緒に成長を考えている。

## II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	保護者と連携して育成支援を行っている。児童が安心して過ごせ、健全に成長出来る場となるよう努めている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	年齢や発達の状況が異なる子どもたちが一緒に生活していることを考慮し、子どもたちにとって居心地の良い場となるよう保育にあたっている。
	2. 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受け入れの考え方	○障害のある子どもの受け入れの考え方を理解し、可能な限り受け入れに努めている。	○	受け入れに当たっては保護者との話し合いをもち、個別に把握している。加配職員も整えている。
		(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	学童での子ども達との生活を通して、共に成長できるように育成支援を行っている。
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	早期発見の努力義務を理解し、気になる事柄については職員で情報共有をしている。必要に応じて、他機関との連携をはかっている。(小学校、市町村)
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	子ども、保護者との日常のコミュニケーションを大切に、子どもの家庭状況などに注視している。必要に応じて、他機関との連携をはかっている。(小学校、こども家庭センター、保育所、市町村)
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	守秘義務を厳守し、情報の取扱いについては特に注意をし、職員間でも繰り返し確認を行っている。
	4. 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	子どもの様子や学童での行事の様子については、日々の迎えの時や手紙にて知らせていく。欠席連絡が無い場合には、安全確認の為、必ず電話にて確認している。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	迎えの時には保護者に積極的に話しかけ、日頃からの相談しやすい関係作りを大切にしている。必要に応じて、電話相談や個人面談を行っている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	保護者会などは無いが、学童の活動については、口頭や手紙で丁寧に伝えていく。
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間、月間保育カリキュラムの作成。子どもの様子や必要な事項は、手紙や掲示にて全家庭に知らせていく。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育日誌、保育事務日誌、出席簿等で記録。会議、行事、保育環境の整備を行っている。

第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	施設長と協議し必要なことは共有している。人数制限をしているので現在は参加していないが、コロナウイルス流行前は学校行事や授業参観に参加。毎月の下校時刻のFAX。チラシ配布。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	△	取り決めは無いが、個人情報に関することを伝える時には、必ず毎回情報の取り扱いには気をつけてほしいと伝えている。
	2. 保育所、幼稚園等との連携	○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	併設する保育園からの入室が多いので、併設する保育園から入室する児童は毎年引継ぎ、また状況に応じて相談している。他園については検討していく必要がある。	
	3. 地域、関係機関との連携	○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	土手地区との防災協定の締結。 地域組織との連携は検討している。	
	4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ ○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。			
	(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ ○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。				

### III 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分		結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	2. 衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	毎日の清掃、消毒、子ども達への手洗い、消毒への声掛け、検温の実施。対応方針は会議にて確認している。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	保育環境の整備、子どもたちへの声掛け。毎年、年度末の研修にて、事故の対応については職員で確認している。
		(3) 防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	避難訓練を定期的に行っている。保護者にも災害時の対応を伝えている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	学校、保護者と情報共有している。急に下校が遅くなる子どもは学校からの電話連絡、急な下校時刻変更はメールが来る。連絡が無い欠席時は保護者に確認している。子どもたちには一人で下校しないよう指導している。地域組織との連携も考えていきたい。

### IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	1. 施設及び設備	(1) 施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	専用区画を有し、生活の場別に静養室を有している。1人当たりの面積も規定以上に確保している。
		(2) 設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	生活に必要な備品、遊具や図書を備えている。個人の所持品を収納するロッカーなども有している。
第4章 放課後児童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	2名以上の放課後児童支援員等を置いている。
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援の単位ごとに施設を分けている。生活の時間や活動も単位の子ども状況によって分けている。登室人数によって、1名は同一敷地内の補助員がそれに代わることもある。
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	子ども、家庭に安定的、継続的な関りが出来るよう、長期的な雇用を目指している。
		(4) 勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、清掃、おやつ準備、日誌や配布物の作成等の事務処理等を含め、開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	運営している。(2022年度つばさ組19名、おおぞら組20名)
	3. 開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	適切に設定している。行事などによる小学校の振替休業日などもそれに合わせて対応している。年間250日以上開所。
	4. 利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	利用開始にあたってパンフレットやしおり等の配布、入室説明会を開催し、利用及び退室説明を行っている。
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	長きに渡り、継続的、安定的に運営している。
		(2) 運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	運営規定を定め、利用者には配布をしている。帳簿の整備を行っている。
	6. 労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	年に1回の健康診断。労災保険への加入。必要に応じて厚生保険や雇用保険への加入。
7. 適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	理事会において監査等を行い、適正な会計管理に努めている。	
	(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	情報公開をしている。	